

茨城県立石下紫峰高等学校 生徒心得（生徒手帳記載）

1 望む生徒像

「基本的生活習慣の形成に努める生徒」を目ざし、

- ①あいさつ、言葉づかいなど礼儀ができる生徒、思いやり、感謝のできる生徒。特に、「挨拶」を最重視する。
- ②自己の成長を目ざして、挑戦し、自己実現に努力する生徒
- ③集団生活を通して、ルールやマナーを身に付け、時と場に応じた自主的な行動ができる生徒

2 服装・頭髪・所持品等のきまり

(1)服装関係

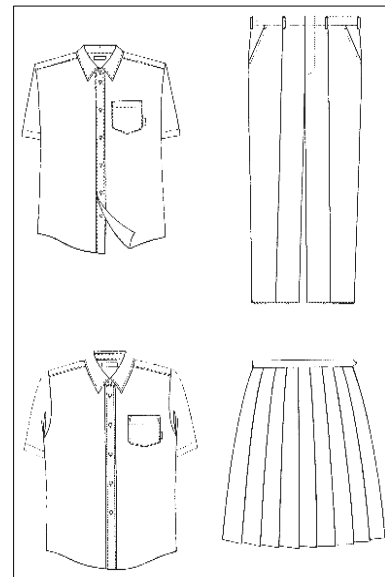
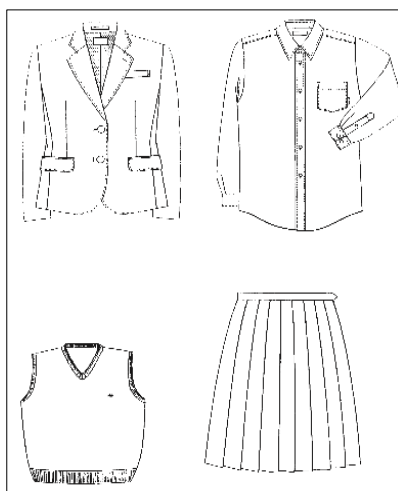
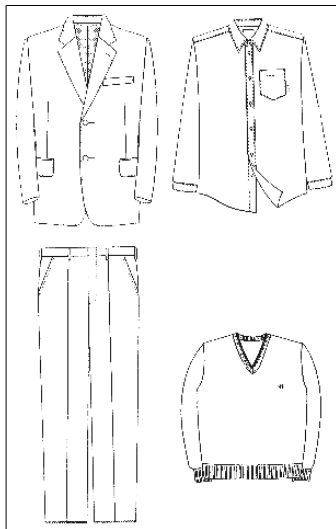
	制服 1	制服 2
夏 季 (6月～9月)	指定の夏スラックス・ワイシャツ (指定のベスト)ネクタイつけなくてよい	指定の夏スカート・ブラウス (指定のベスト)リボンつけなくてよい
冬 季 (10月～5月)	指定のブレザー・スラックス・ワイシャツ・ネクタイセーター・ベスト着用の際は指定品（二色から・ブレザーの下に着用）	指定のブレザー・スカート・ブラウス・リボン（正装）又はネクタイ（オプション）セーター・ベストは制服1と同じ

制服 1 冬服

制服 2 冬服

上:制服 1 夏服

下:制服 2 夏服



① 注意規定

ア) 学年色は校章バッヂで表す。

イ) 制服の着用は採寸時指定したとおりとし，いかなる改造・変形もしないこと。

(スカートの方は膝がしら程度とする) ウ) 事情により，再購入する時は学校に申し出ること。

② 靴 ソックスなど

ア) 体育館シューズ，上履きは指定の靴

イ) 通学靴～黒又は茶色の革靴，運動靴（華美でないもの）

ウ) ソックス～白，黒，紺の無地（ハイソックスも可）。

エ) 寒冷時に黒，肌色の無地ストッキング着用可。

③ 寒冷時期特例

指定品のベスト・セーターで防寒不足のときは華美でないコート・ジャンパーなどを着用してもよい。（登下校時のみ）

(2) 頭髪・身だしなみ関係

①頭髪は，清潔，端正を保ち，見苦しい格好にしない。

②パーマ，染色・脱色，奇抜な髪型など，自然の髪型から逸脱しないこと。

③化粧およびカラーコンタクトレンズは原則してはならない。

④定期的な検査があり期間内に直らないと一定の指導を受ける。

(3) 所持品

①ネックレス，ピアスなどのアクセサリーを身に付けないこと。

②学校生活に不要な用品類は校内に持ち込まないこと。

(4) 学校備品の利用

① 自転車置き場，靴箱，教室ロッカーなど公共物は，指定された区分に従い，鍵をかけるなどして，安全，大切に使用すること。

3 交通関係のきまり～自転車，バイク運転とも交通ルール，マナーを守り，安全運転に努めること

(1) 自転車通学に関するきまり

① 自転車通学をするものは，次のことを遵守すること。

ア) 交付されたステッカーを貼っておくこと。

イ) 指定の自転車置き場に駐輪すること。

ウ) 点検整備，変型禁止，かぎかけ，防犯登録，TS手続きに努めること。

(2) 免許取得に関するきまり

① 原付免許

- ア) 免許を取得したら報告する。
- イ) 1年次生は、夏季休業前に取得してはいけない。
- ウ) 自動二輪免許は取得禁止、運転、同乗も禁止する。

② 普通免許

- ア) 3年次生は夏季休業時から、申請により自動車学校への入校を認める。
- イ) 取得したら、学校に報告する。
- ウ) 取得しても、高校生の立場を踏まえ、単独での運転は認めない。保護者同乗の習熟運転のみ認める。
- エ) 合宿プランについては、夏季休業・冬季休業・2月からの自主登校期間であれば保護者責任の下で参加してもよい。

③ バイク通学に関するきまり

- ア) 条件に適合する場合、願いにより通学を許可する。
- イ) 条件、距離8km以上、原付バイク、改造なし、1年次生は10月から。
- ウ) ヘルメットはフルフェイスを使用すること。
- エ) 交通関係の違反をした場合は通学の許可を取り消す。

4 アルバイトに関して

(1) アルバイトは、届け出をした者のみ認める。ただし、理由・就労条件・期間・学業成績などにより、届け出を受理しない場合がある。1年次生は夏休みに入るまでは学校生活に慣らすために許可しない。

(2) 条件～期間，職種，時間の扱い

届け出却下条件：命の危険がある，未成年立ち入り禁止の場所（パチンコ店・居酒屋等）である，夜9時以降である，授業時間である，評定「1」が付いている，遅刻・欠席が多い，授業態度が不良などである。

(3) 考査期間中や特別指導中の扱い

この期間中はアルバイトを禁止する。

(4) 部活動加入生徒について

部活動に加入している生徒は、アルバイトをしないことが望ましいが、顧問とよく相談したうえで申請すること。

5 購買利用規則

- (1) 授業中，またはテスト実施中の利用は禁止する。
- (2) 購入のために授業に遅れないようにする。(3) 空缶・紙パックはそれぞれ所定のごみ箱に捨てる。飲み残しは流しに捨ててから所定のごみ箱に捨てる。
- (3) 空缶・紙パックは清掃当番が毎日集積所へ持って行く。
- (4) 責任を持って利用し，美化に努める。
- (5) 以上の規則が守れない場合，次の対策をとる。

* 注意喚起→使用制限→撤去